

誓約書

令和 年 月 日

忠岡町長 様

(申請者) 所 在 地

事業者名称

代表者氏名・印

印

私は、忠岡町が忠岡町暴力団排除条例に基づき、補装具費支給事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を登録等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員又は忠岡町暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、忠岡町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が忠岡町から大阪府泉大津警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると忠岡町が大阪府泉大津警察署若しくは大阪府警察本部から通報を受け、又は忠岡町の調査により判明した場合には、忠岡町が忠岡町暴力団排除条例及び忠岡町暴力団排除措置要綱に基づき、忠岡町ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私は、当契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、忠岡町長に報告し、所管警察署に届出します。

(参 考)

○忠岡町暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 町長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札参加者資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加者資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 入札参加者資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等について契約相手方及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 町長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 町長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○忠岡町暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者にあつては、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第4号に規定する入札参加資格者に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者